

## 令和2年第2回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和2年2月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第2回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員18名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜 (欠席)	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

#### 【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	27番 永井 健一	

(※20番から23番は、代表推進委員。)

### 3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地改良届出について
- ・報告第3号 農地法第4条の規定による届出について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について
- ・議案第8号 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

### 6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	高 岩 浩 司
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	水 落 ひかる
事務吏員	岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主 事 齊 藤 圭 祐

( 開 会 1 3 : 5 5 )

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和2年第2回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。14番櫻木委員より欠席の届出があつていただきますのでよろしくお願ひいたします。それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）5名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に1番藤原委員、2番樋口委員を指名いたします。よろしくお願ひします。それでは、1頁をお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。4頁まで20件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から20番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から20番について、これを受理いたします。5頁をお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。2件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。

18番 伊藤委員。

18番 (伊藤委員) 報告番号1番について、説明いたします。

届出人、届出物件については、議案書記載のとおりです。申請地に隣接する農地がすべて転用で地上げされ、住宅地になっております。周辺が埋め立てられたため、窪地になり耕作に不便なため、隣接地並みに地上げを行い畑として利用するものです。作付け予定は、みかん、ブルーベリー、梅です。以上です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。

次に、報告番号2番について担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番 (原野委員) 報告番号2番について、説明いたします。

届出人、届出物件については、議案書記載のとおりです。田の一部を畑として利用したいため50cm地上げを行い、水はけを良くするものです。作付けは野菜です。以上です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 報告番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号2番について、これを受理いたします。  
6頁をお開きください。次に、報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。2件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。  
18番伊藤委員。

18番 (伊藤委員) 報告番号1番について、説明いたします。転用者、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地の登記地目は宅地となっておりますが、現況は農地であり、課税上も農地課税となっております。転用者は、水稻と柿を生産しており、これまで近所の倉庫を借りていましたが、農業機械を格納するため農業用倉庫1棟を建築するものです。隣接者及び土地改良区の承諾も得ています。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。  
次に、報告番号2番について担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番 (田中委員) 報告番号2番について、説明いたします。転用者、申請土地については、議案書記載のとおりです。転用者は、農業機械の置き場が不足していたため、農業用倉庫を建築したもので、始末書添付での申請となっております。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 報告番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号2番について、これを受理いたします。  
7頁をお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課 農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (斎藤) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 担当課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。  
10頁をお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (岩切) 「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。  
よろしくお願いいいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。

- 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。  
よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の14番櫻木委員、  
27番永井委員を指名いたします。
- 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。  
よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の3番田中委員、26  
番空閑委員を指名いたします。
- 次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。  
よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番  
田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。
- 次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要です。  
よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、担当地区委員の11番手島委員、  
33番草場委員を指名いたします。
- 次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要です。  
よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番  
田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。
- 審議番号1番から6番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
- 議 長 なければ、議案第2号、審議番号1番から6番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。  
12頁をお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。14頁まで7件ございます。  
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま  
す。15番穴見委員。
- 15番 (穴見委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、  
議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由として、譲受人は相手方の要望、譲  
渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。申請土地は、譲受人が以前か  
ら耕作しておりました。今回売買での申請となっています。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。
- 10番 (手島委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲渡人は経営縮小、譲受人は経営拡大です。譲渡人は遠方でもあり、農業は全くしておらず、譲受人が耕作しています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。
- 10番 (手島委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、譲渡人は審議番号2番と同じ方で遠方でもあり経営を縮小しております。譲受人は経営拡大です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
17番委員挙手
- 議 長 17番樋口委員
- 17番 (樋口委員) 譲受人は、この前も約4haほど農地を買われており、今回も1ha買っている。自分で本当にできるのか、耕作するのか疑問がある。  
10番委員挙手
- 議 長 10番手島委員
- 10番 (手島委員) 本人に確認したところ、自分で耕作すると聞いている。譲受人には、農地を荒らさないよう、きちんと耕作するよう言っている。
- 議 長 担当委員は、今後の利用状況の確認を行ってください。  
他にありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
一部挙手なし。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
- 議 長 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。  
14番櫻木委員に代わって、27番永井委員。
- 27番 (永井委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は相手方の要望によるもの、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。
- 1番 (藤原委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。譲受人は相手方の要望によるもの。譲渡人は労力不足です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。  
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。
- 2番 (樋口委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は相手方の要望によるもので、譲渡人は市外在住の方で、経営縮小です。譲受人は平成29年7月の豪雨災害で農地が被災したため、申請土地でイチゴ苗を作るとのことです。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 なければ、審議番号6番について、質問や意見はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。  
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。
- 2番 (樋口委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は相手方の要望によるもので、譲渡人は審議番号6番と同じ方で、経営縮小です。譲受人の父親の代から売買の約束がなされていたとこのことで今回申請が上がっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号7番について、質問や意見はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

ここで、議事進行上、暫時休憩といたします。14時45分より再開いたします。

(休憩後、14時40分から15時10分まで、現地ビデオ上映)

- 議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。  
15頁をお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

- 事務局 (松尾) 議案書により説明。6件ございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
- 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
- 5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は貸進入路用地で、転用の理由は経営する会社の資材置場への進入路が狭いため、整備して貸し付けるものです。農地法の運用については、敷地拡張に該当。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。
- 4番 (森山委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良一時転用です。転用の理由は、経営する飲料製造会社用の原料作物を作るのに、現状では水はけが悪いため30cm地上げするものです。既に地上げを行っていますので、始末書添付での申請となっています。申請地の南側と西側に水路がありますので、水路に土が落ちないように注意をしています。農地法の運用については、市役所から500m以内の農地に該当、第2種農地です。審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
- 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。
- 4番 (森山委員) 審議番号3番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用者は審議番号2番と同じ方で、転用の目的は貸露天駐車場。転用の理由は、経営する会社の従業員用駐車場が不足しているためと言うことで、既に駐車場の整備を行っています。これも始末書添付での申請です。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当、第3種農地です。審議方お願ひいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
- 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
- 3番 (田中委員) 審議番号4番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は住宅への進入路で、転用の理由は約40年前圃場整備が行われた際自宅横に農道ができ、農道と住宅の間に残った圃場整備の残地を住宅への進入路としてい

たもので、始末書添付での申請となっています。農地法の運用については、敷地拡張に該当。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番 (田中委員) 審議番号5番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は貸露天資材置場及び貸露天駐車場で、転用の理由は、資材置場・駐車場を整備して貸し、賃料収入を得るものです。既に整備を行っており、始末書添付での申請となっています。農地法の運用については、集落接続に該当。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番 (樋口委員) 審議番号6番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は植林で杉250本を植栽、転用の理由は、山間の農地で耕作も不便であり、また申請人も高齢であるため植林し山林とするものです。農地法の運用については、その他の農地に該当。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。

17頁をお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。20頁まで13件ございます。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。

4番 (森山委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、露天資材置場及び野菜販売所です。トイレは、汲み取り式の簡易トイレを設置することです。農地法の運用については、鉄道の駅から1km以内で宅地面積の割合が40%以上の区域にある農地に該当。審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

- 推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。
- 4番 (森山委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、ゴミステーション及び駐輪場用地です。雨水は既設の水路へ流します。水路を付け替えるため水利委員の承諾も得ています。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当。審議の程、よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
- 15番 (穴見委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的、理由については、太陽光発電設備を整備し、売電収入を得るものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当。審議の程、よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
- 15番 (穴見委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的、理由については、太陽光発電設備を整備し、売電収入を得るものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当。審議の程、よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
- 15番 (穴見委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的、理由については、太陽光発電設備を整備し、売電収入

を得るものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当。  
審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的、理由については、現在借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は下水道に接続し、雨水排水は水路に流します。区会長の了承も得ています。農地法の運用は、鉄道の駅から500m以内の農地に該当。審議の程よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的、理由については、現在借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は下水道に接続し、雨水排水は水路に流します。農地法の運用については、集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。

10番 (手島委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は、一時転用で仮設道路と露天資材置場です。転用の理由については、隣接地に太陽光発電設備を設置しておりましたが、地元の反対で3年位工事がストップしていました。今回地元協議が整い再開するにあたって、工事の期間中仮設道路と資材置場として使用するものです。一時転用期間は2年間となっています。農地法の運用については、農用地区域内にある農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

- 議 長 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。  
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。
- 1 番 (藤原委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的、理由については、自宅が平成29年7月の豪雨災害で被災したため、農家住宅を建築するものです。生活排水は下水道に接続し、雨水排水は水路に流します。農地法の運用については、集落接続に該当します。  
ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。  
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。
- 1 番 (藤原委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的、理由については、平成29年7月の豪雨災害による河川拡幅工事で、店舗兼住宅が立ち退きとなるため、新たに店舗兼住宅を建築するものです。生活排水は下水道に接続し、雨水排水は河川に流します。農地法の運用については、支所から500m以内の農地に該当します。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。  
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。
- 2 番 (樋口委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的、理由については、自宅が平成29年7月の豪雨災害で被災したため、農家住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水は道路側溝に流します。農地法の運用については、その他の農地に該当します。  
ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認といたします。  
次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
- 16番 (林委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的、理由については、現在借家住まいのため、自己用住宅

を建築するものです。生活排水は合併浄化槽を設置します。雨水排水は側溝に流します。農地法の運用については、支所から500m以内の農地に該当します。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明が終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号12番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認いたします。

次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号13番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的、理由については、平成29年7月の豪雨災害による河川拡幅工事で、自宅が立ち退きとなるため、新たに自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽を設置します。雨水排水は側溝に流します。農地法の運用については、支所から500m以内の農地に該当します。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明が終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号13番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号13番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号13番は承認いたします。

21頁をお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて申し上げます。

事務局 (岩切) 審議番号1番と2番は、推進機構からの買入れです。審議番号3番から6番については推進機構への売渡しです。1番から6番までの案件につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から6番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番から6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番から6番は承認とし市長へ通知いたします。

23頁をお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。2件ございます。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員に代わって、27番永井委員。

27番 (永井委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。ビデオで見ていただいたとおり申請土地は、舗装された駐車場の一部で、20年以上前から宅地課税されていることも確認されています。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。

- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。
- 2 番 （樋口委員）審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書  
記載のとおりです。事務局から説明があったとおり、25年前の航空写真でも道路として利  
用されていたことが確認されています。ご審議の程よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。  
24頁をお開きください。次に、「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について」を  
議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 （中村）議案書朗読をもって説明。協議の勧告件数は0件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。議案第8号について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、議案第8号について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第8号は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 16：05）

